

改 正 理 由	廃 止	改 正 現 行	
---------	-----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

第2章 市場単価

<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄筋工..... VI-2-①- 1 ①-1 鉄筋工(大径鉄筋含む)..... VI-2-①- 1 1 適用範囲..... VI-2-①- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-①- 2 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-①- 5 4 施工単価入力基準表..... VI-2-①- 8 ①-2 鉄筋工(ガス圧接工)..... VI-2-①-10 1 適用範囲..... VI-2-①-10 2 市場単価の設定..... VI-2-①-10 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-①-11 4 施工単価入力基準表..... VI-2-①-12 ② インターロッキングブロック工..... VI-2-②- 1 1 適用範囲..... VI-2-②- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-②- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-②- 3 4 参考資料(代表的な標準品の形状図例)..... VI-2-②- 5 5 施工単価入力基準表..... VI-2-②- 8 ③ 防護柵設置工..... VI-2-③- 1 ③-1 防護柵設置工(ガードレール)..... VI-2-③- 1 1 適用範囲..... VI-2-③- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-③- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③- 7 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③- 8 ③-2 防護柵設置工(ガードパイプ)..... VI-2-③-16 1 適用範囲..... VI-2-③-16 2 市場単価の設定..... VI-2-③-16 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-20 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-21 ③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)..... VI-2-③-24 1 適用範囲..... VI-2-③-24 2 市場単価の設定..... VI-2-③-24 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-28 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-29 5 参考資料..... VI-2-③-31 ③-4 防護柵設置工(落石防護柵)..... VI-2-③-32 1 適用範囲..... VI-2-③-32 2 市場単価の設定..... VI-2-③-32 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-35 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-38 	<ul style="list-style-type: none"> ③-5 防護柵設置工(落石防止柵)..... VI-2-③-41 1 適用範囲..... VI-2-③-41 2 市場単価の設定..... VI-2-③-41 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-44 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-46 ④ 法面工..... VI-2-④- 1 ④-1 法面工..... VI-2-④- 1 1 適用範囲..... VI-2-④- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-④- 2 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-④- 7 4 参考資料..... VI-2-④- 9 5 施工単価入力基準表..... VI-2-④-11 ④-2 吹付砕工..... VI-2-④-14 1 適用範囲..... VI-2-④-14 2 市場単価の設定..... VI-2-④-14 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-④-16 4 施工単価入力基準表..... VI-2-④-18 ⑤ 道路舗装工..... VI-2-⑤- 1 1 適用範囲..... VI-2-⑤- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-⑤- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑤-10 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑤-12 ⑥ 橋梁付属物工..... VI-2-⑥- 1 ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑥- 1 Ⅱ 適用範囲..... VI-2-⑥- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-⑥- 2 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑥- 4 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑥- 4 ⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑥-11 1 適用範囲..... VI-2-⑥-11 2 市場単価の設定..... VI-2-⑥-11 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑥-15 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑥-16 ⑦ 薄層カラー舗装工..... VI-2-⑦- 1 1 適用範囲..... VI-2-⑦- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-⑦- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑦- 4 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑦- 6
--	---

第2章 市場単価

<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄筋工..... VI-2-①- 1 ①-1 鉄筋工(大径鉄筋含む)..... VI-2-①- 1 1 適用範囲..... VI-2-①- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-①- 2 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-①- 5 4 施工単価入力基準表..... VI-2-①- 8 ①-2 鉄筋工(ガス圧接工)..... VI-2-①-10 1 適用範囲..... VI-2-①-10 2 市場単価の設定..... VI-2-①-10 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-①-11 4 施工単価入力基準表..... VI-2-①-12 ② インターロッキングブロック工..... VI-2-②- 1 1 適用範囲..... VI-2-②- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-②- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-②- 3 4 参考資料(代表的な標準品の形状図例)..... VI-2-②- 5 5 施工単価入力基準表..... VI-2-②- 8 ③ 防護柵設置工..... VI-2-③- 1 ③-1 防護柵設置工(ガードレール)..... VI-2-③- 1 1 適用範囲..... VI-2-③- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-③- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-10 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-12 ③-2 防護柵設置工(ガードパイプ)..... VI-2-③-16 1 適用範囲..... VI-2-③-16 2 市場単価の設定..... VI-2-③-16 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-20 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-21 ③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)..... VI-2-③-24 1 適用範囲..... VI-2-③-24 2 市場単価の設定..... VI-2-③-24 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-28 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-29 5 参考資料..... VI-2-③-31 ③-4 防護柵設置工(落石防護柵)..... VI-2-③-32 1 適用範囲..... VI-2-③-32 2 市場単価の設定..... VI-2-③-32 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-35 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-38 	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">削 除</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ③-5 防護柵設置工(落石防止柵)..... VI-2-③-41 1 適用範囲..... VI-2-③-41 2 市場単価の設定..... VI-2-③-41 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-③-44 4 施工単価入力基準表..... VI-2-③-46 ④ 法面工..... VI-2-④- 1 ④-1 法面工..... VI-2-④- 1 1 適用範囲..... VI-2-④- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-④- 2 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-④- 7 4 参考資料..... VI-2-④- 9 5 施工単価入力基準表..... VI-2-④-11 ④-2 吹付砕工..... VI-2-④-14 1 適用範囲..... VI-2-④-14 2 市場単価の設定..... VI-2-④-14 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-④-16 4 施工単価入力基準表..... VI-2-④-18 ⑤ 道路舗装工..... VI-2-⑤- 1 1 適用範囲..... VI-2-⑤- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-⑤- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑤-10 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑤-12 ⑥ 橋梁付属物工..... VI-2-⑥- 1 ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑥- 1 Ⅱ 適用範囲..... VI-2-⑥- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-⑥- 2 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑥- 4 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑥- 4 ⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑥-11 1 適用範囲..... VI-2-⑥-11 2 市場単価の設定..... VI-2-⑥-11 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑥-15 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑥-16 ⑦ 薄層カラー舗装工..... VI-2-⑦- 1 1 適用範囲..... VI-2-⑦- 1 2 市場単価の設定..... VI-2-⑦- 1 3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑦- 4 4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑦- 6
--	--	---

単価の廃止

(控え項)

積算上の注意事項

工 種	市場単価
-----	------

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
⑧ 道路標識設置工.....VI-2-⑧- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑧- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑧- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑧- 7 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑧- 9 5 参考資料.....VI-2-⑧-16 ⑨ 道路付属物設置工.....VI-2-⑨- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑨- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑨- 2 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑨- 8 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑨- 9 ⑩ 公園植栽工.....VI-2-⑩- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑩- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑩- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑩- 3 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑩- 4 ⑪ 軟弱地盤処理工.....VI-2-⑪- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑪- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑪- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑪- 3 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑪- 4 5 参考資料.....VI-2-⑪- 5	⑫ 橋面防水工.....VI-2-⑫- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑫- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑫- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑫- 3 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑫- 5 ⑬ グルーピング工.....VI-2-⑬- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑬- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑬- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑬- 2 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑬- 3 ⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工).....VI-2-⑭- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑭- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑭- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑭- 5 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑭- 7 ⑮ コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工).....VI-2-⑮- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑮- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑮- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑮- 2 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑮- 3	⑧ 道路標識設置工.....VI-2-⑧- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑧- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑧- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑧- 7 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑧- 9 5 参考資料.....VI-2-⑧-16 ⑨ 道路付属物設置工.....VI-2-⑨- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑨- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑨- 2 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑨- 8 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑨- 9 ⑩ 公園植栽工.....VI-2-⑩- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑩- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑩- 1 3 適用にあたっての留意事項.....VI-2-⑩- 3 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑩- 4 ⑪ 軟弱地盤処理工.....VI-2-⑪- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑪- 1 2 市場単価.....VI-2-⑪- 1 3 適用にあ.....VI-2-⑪- 3 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑪- 4 5 参考資料.....VI-2-⑪- 5 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;"> 削 除 </div> ⑫ 橋面防水工.....VI-2-⑫- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑫- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑫- 1 3 適用にあ.....VI-2-⑫- 3 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑫- 4 5 参考資料.....VI-2-⑫- 5 ⑬ グルーピング工.....VI-2-⑬- 1 1 適用範囲.....VI-2-⑬- 1 2 市場単価の設定.....VI-2-⑬- 1 3 適用にあ.....VI-2-⑬- 2 4 施工単価入力基準表.....VI-2-⑬- 3	単価の廃止
積算上の注意事項			(控え項) 2 / 2

工 種	鉄筋工
-----	-----

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

<p style="text-align: center;">第2章 市場単価</p> <p>① 鉄筋工</p> <p>①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。 (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。 1) 表1.1に示す工種。 2) ダム本体工事における鉄筋工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.2に示す工種。 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。4) 25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p style="text-align: center;">表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> コンクリートブロック積（強）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋脚地盤補修工 ポストテンション桁製作 PC構築設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座鉋橋工 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">基準書による</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表1.2 特別調査によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物） </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">特別調査等 別途考慮</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">VI-2-D-1</p>	コンクリートブロック積（強）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋脚地盤補修工 ポストテンション桁製作 PC構築設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座鉋橋工	基準書による	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮	<p style="font-size: 2em;">削 除</p>	<p style="font-size: 1.5em;">単価の廃止</p>
コンクリートブロック積（強）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋脚地盤補修工 ポストテンション桁製作 PC構築設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座鉋橋工	基準書による					
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮					

積算上の注意事項	(控え項) 1 / 9
----------	----------------

工 種	鉄筋工
-----	-----

改 正 理 由	廃 止	改 正 現 行	
---------	-----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の架線の部分である。

機	材	機	材
○	○	○	×
鉄筋工	○	○	密

(注)1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打抗用かご筋は、補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサの材料費を含まない。また、25t以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンが必要とする場合の賃料を含む。

2. ガス圧検費、及び機械継手費を含まない。

3. 単価は場所打抗用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次による。

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費を含む※	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費を含む※	材料費を別途計上

4. ※については、施工単価入力基準(WB610010)により考慮されるため、(注)1. で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打抗用かご筋	場所打抗用鉄筋かごの加工・組立	t

(注) 1. クレーン使用を標準とする。

2. 規格・仕様区分における「場所打抗用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。

3. 場所打抗用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含まない。ただし、補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。

VI-2-①-2

削 除

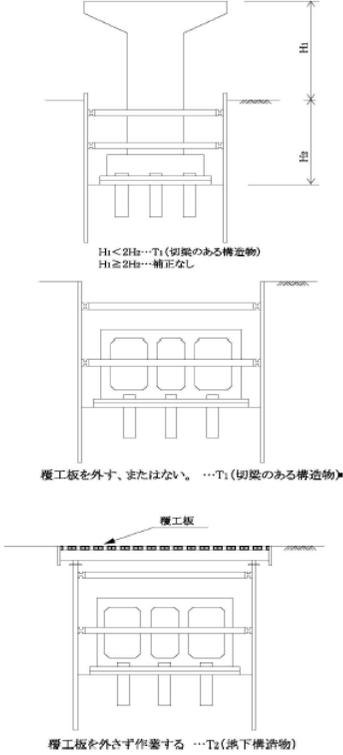
単価の廃止

積算上の注意事項

(控え項)

2 / 9

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	廃止	改正 現行	
現行	改正	備考	
 <p> $H_1 < 2H_2 \dots T_1$ (切梁のある構造物) $H_1 \geq 2H_2 \dots$ 補正なし 覆工板を外す、またはない...T_1 (切梁のある構造物) 覆工板 覆工板を外さず作業する...T_2 (地下構造物) VI-2-Q-3 </p>	<p>削除</p>	<p>単価の廃止</p>	
積算上の注意事項			<p>(控え項)</p> <p>3 / 9</p>

改 正 理 由	廃 止	改 正 現 行	
---------	-----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

2-3 加算率、補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.3 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加 算 率	標準	S ₀	全体数量
	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量

1) 補正係数1 (必要条件を選択)

補 正 係 数 1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	法面作業	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
	大 径 鉄 筋	1 単位当り構造物のうち、大径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち、大径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち、大径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量

2) 補正係数2 (1項目を選択)

補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。 $(H_1) > (H_2) \times 2$	T ₁	対象数量
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量
	鋼橋用床版	鋼橋用及びコンクリート橋 (PCコンボ橋、PC合成桁橋) 用床版(PC床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量
	R C 橋 所 打 ホ ロ ス ラ ブ 處	R C 橋所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量
	差筋及び抗張処理	差筋もしくは抗張処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量

(注) 1. 大径鉄筋 (D38 以上D51 以下) の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、大径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正は行わない。

2. 大径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。

3. 大径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。

$$\text{大径鉄筋の割合} = \frac{\text{1 単位当り構造物の設計大径鉄筋質量}}{\text{1 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.4 加算率の数値

区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量	
加算率	S ₀	10 t 以上	0%
	S ₁	10 t 未満	15%

VI-2-①-4

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項

(控え項)

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

表 2. 5 補正係数の数値

1) 補正係数 1 (必要条件を選択)

補正係数 1	区 分	記 号	一般構造物, 場所打杭用かご筋
		時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁
	夜 間 作 業	K ₂	1.25
	ト ン ネル 内 作 業	K ₃	1.10
	法 面 作 業	K ₄	1.15
	大 径 鉄 筋	K ₅	0.9
		K ₆	0.8
		K ₇	0.7

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_i) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
 2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は、トンネル内作業の補正、法面作業の補正を行わない。
 3. トンネル内作業は、時間的制約を受ける場合の補正、夜間作業の補正を行わない。

2) 補正係数 2 (1項目を選択)

補正係数 2	区 分	記 号	一般構造物
		切 梁 の あ る 構 造 物	T ₁
	地 下 構 造 物	T ₂	1.10
	機 梁 用 床 版	T ₃	0.85
	R C 場 所 打 杭 ロ ー ス ラ ブ 構	T ₄	1.15
	差 筋 及 び 抗 頭 処 理	T ₅	0.95

(注) 1. 項目の選択は、3. 適用にあたっての留意事項 (10) フロー図による。
 2. K₃, K₄ を適用する場合、補正係数 2 は適用しない。
 3. K₅, K₆, K₇ を適用する場合は、T₃, T₄ は適用しない。

2-4 直接工事費の算出
 直接工事費=設計単価 (注1) × 設計数量 + 材料費 (注2)
 (注1) 設計単価=標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ / 100) × (K₁ × K₂ × …… × K₇) × (T₁ or T₂ or …… or T₅)
 ※ T₁ ~ T₅ は 1 項目を選択
 (注2) 材料費の計上は次による。
 材料費=設計質量 × 1.03 (ロス分) × 鉄筋材料単価

3. 適用にあたっての留意事項
 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
 (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
 (2) 鉄筋強度、長さは問わない。
 (3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。
 また、ガス圧接の場合は、土木工事標準積算基準第VI編第2章D-2鉄筋工 (ガス圧接工) によるものとする。
 (4) フック鉄筋以外の定業工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
 (5) フレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。

削 除

単価の廃止

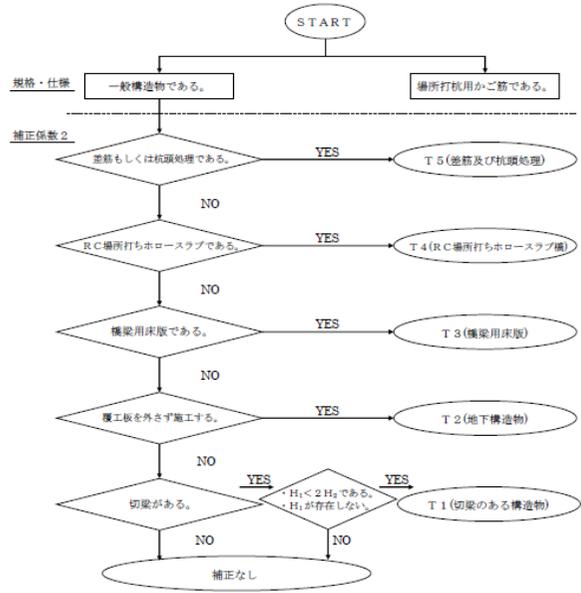
積算上の注意事項		(控え項) 5 / 9
----------	--	----------------

工 種	鉄筋工
-----	-----

改正理由	廃止	改正 現行	
------	----	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

- (6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサは表2.1の計上区分による。
- (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。
- (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。
- (9) 一工事中に複数の補正係数2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。
- (10) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。



VI-2-Q-6

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項		(控え項) 6 / 9
----------	--	----------------

工 種	鉄筋工
-----	-----

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行		
現 行		改 正		備 考
<p>(11) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様異なる場合は別途考慮する。</p> <p>(12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(13) エボキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-Q-7</p>		削 除		単価の廃止
積算上の注意事項			(控え項) 7 / 9	

工 種	鉄筋工
-----	-----

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

4. 施工単価入力基準表

(1) 鉄筋工（太径鉄筋含む）（加工・組立）

施工歩掛コード	WBS10010	施工単位	t			
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J1	J2	J3	J4	J5	J6
	鉄筋材料規格・径 (表4.1)	規格・仕様区分 ①一般構造物 ②場所打杭用かご筋	施工規模 ①10t以上(標準) ②10t未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①有 ②無	夜間作業の補正 ①有 ②無	トンネル内作業の補正 ①有 ②無
	J7	J8	J9			
	法面作業の補正 ①有 ②無	太径鉄筋補正 (表4.2)	構造物種別による補正 (表4.3)			

- (注) 1. 鉄筋の材料及びロス分を含む。
 2. J1条件で②を選択した場合は、鉄筋コンクリート用棒鋼 (Y-0004000) [円/t] を単価登録すること。
 3. J2条件で②を選択した場合は、J6、J7、J9条件は選択する必要はない。
 4. 1工事に2つ以上の規格・仕様を適用する場合は、J3条件は1工事全体数量で判断する。
 5. J3条件で②を選択した場合は、J4条件は②で固定される。
 6. J4条件で②及びJ5条件で②を選択した場合は、J6条件で①を選択することができる。
 7. J6条件で①を選択した場合は、J7条件は②、J9条件は①で固定される。
 8. J6条件で②、J7条件で①を選択した場合は、J9条件は①で固定される。
 9. J8条件の入力にあたっては、1単位当り構造物に使用する全ての鉄筋規格で同じ太径鉄筋補正を行うこと。
 1単位当り構造物の参考例：①1工事で複数の橋脚を施工する場合、橋脚1基毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
 ②1工事で複数の場所打杭用かご筋を施工する場合、杭1本毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
 10. J8条件で②～④を選択した場合は、J9条件の④、⑤は選択できない。
 11. J9条件の④機梁用床版（PC床版は除く）は、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版の場合に適用する。

削 除

単価の廃止

VI-2-①-8

積算上の注意事項		(控え項) 8 / 9
----------	--	----------------

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

表4.1 鉄筋材料規格・径

区 分	番 号	区 分	番 号	
SD295	D10	SD345 (ねじ筋鉄筋)	D13	
	D13		D16	
	D16		D19	
SD345	D10		D22	
	D13		D25	
	D16~D25		D29	
	D29~D32		D32	
	D35		D35	
	D38		D38	
	D41		D41	
	D51		D51	
SD390	D25		SD390 (ねじ筋鉄筋)	D25
	D29			D29
	D32			D32
	D35	D35		
	D38	D38		
SD490	D41	SD490 (ねじ筋鉄筋)		D41
	D35			D35
	D38			D38
SR235	φ9	各 種		
	φ13			
	φ16~25			

表4.2 太径鉄筋補正

太径鉄筋	番 号
10%未満(補正無)	①
10%以上20%未満	②
20%以上40%未満	③
40%以上	④

表4.3 構造物種別

区 分	番 号
補正無(一般構造物)	①
切梁のある構造物	②
地下構造物	③
橋梁用床版	④
R C 橋所打ホロースラブ橋	⑤
差筋及び抗張処理	⑥

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項		(控え項) 9 / 9
----------	--	----------------

工 種	鉄筋工（ガス圧接工）
-----	------------

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

①-2 鉄筋工(ガス圧接工)

1. 適用範囲
 本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。
 1-1 市場単価が適用できる範囲
 1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式(半自動式)、自動式のガス圧接工。
 1-2 市場単価が適用できない範囲
 (1) 特別調査等別途考慮するもの
 1) 熱間押接法によるガス圧接工。
 2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定
 2-1 市場単価の構成と範囲
 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価			圧 接 作 業
	機	労	材	
ガス圧接工	○	○	○	

(注)1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。
 2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、軟断費用は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様
 ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。

表2.1 規格・仕様

規 格 ・ 仕 様	単 位	
ガス圧接工 手動(半自動) 自 動	D19+D19	箇所
	D22+D22	箇所
	D25+D25	箇所
	D29+D29	箇所
	D32+D32	箇所
	D35+D35	箇所
	D38+D38	箇所
	D41+D41	箇所
	D51+D51	箇所

(注)1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。
 2. 手動(半自動)、自動の区分は問わない。

VI-2-Q-10

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項

(控え項)

工 種	鉄筋工（ガス圧接工）
-----	------------

改正理由	廃止	改正 現行	
------	----	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率 施工規模	標準	S ₀	全体数量
	1工事の施工規模が100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量
補正係数 時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

規格・仕様	記号	ガス圧接工
加算率 施工規模	S ₀	100箇所以上 0%
	S ₁	100箇所未満 15%
補正係数 時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15
	K ₂	1.45

(注) 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注)×設計数量

(注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀or S₁/100)×(K₁×K₂)

適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はない。
- (2) 圧接作業に必要な施工器具(ホース、ポンプ、バーナー等)、圧接面の清掃費用を含む。
- (3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。

VI-2-D-11

削除

単価の廃止

積算上の注意事項		(控え項) 2 / 3
----------	--	----------------

工 種	鉄筋工 (ガス圧接工)
-----	-------------

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

4. 施工単価入力基準表

ガス圧接工 (手動・自動)

施工歩掛コード	WB810110	施工単位	箇所
施工区分	J 1	J 2	J 3
各種	規格・仕様 (表4.1)	施 工 規 模 ①100箇所以上(標準) ②100箇所未満	時間的制約を受ける 場合の補正 ①有 ②無
			夜間作業補正 ①有 ②無

(注)1. 酸欠、アセチレン等の材料費を含む。
2. J 2条件で②を選択した場合は、J 3条件は選択する必要はない。

表4.1 規格・仕様

規格・仕様	番号	規格・仕様	番号
D19+D19	①	D35+D35	②
D22+D22	②	D38+D38	③
D25+D25	③	D41+D41	④
D29+D29	④	D51+D51	⑤
D32+D32	⑤		

VI-2-Q-12

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項	(控え項)	3 / 3
----------	-------	-------

工 種	軟弱地盤処理工
-----	---------

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

⑩ 軟弱地盤処理工

1. 適用範囲
 本資料は、市場単価方式による、軟弱地盤処理工に適用する。
 1-1 市場単価が適用出来る範囲
 (1) 粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちのサンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。
 (2) サンドドレーン工は杭径400mm及び500mm、サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400mm、杭径700mm程度で、いずれも敷鉄板の使用を標準とし、打設長は35m未満とする。
 1-2 市場単価が適用出来ない範囲
 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 1) サンドマット工
 2) サンドパイル打機の分解・組立及び運搬
 (2) 特別調査等別途考慮するもの
 1) 静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。
 2) 砂地盤を対象とする場合。
 3) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なる判断される地域の場合。
 4) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定
 2-1 市場単価の構成範囲
 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
サンドドレーン工	○	○	×
サンドコンパクションパイル工	○	○	×

(注) 1. 敷鉄板の費用、敷鉄板の設置・撤去・移動、空気圧縮機、発動発電機等の費用を含む。
 2. 材料費（砂、砕石）の費用は含まない。
 3. ※については、施工単価入力基準（WB812610、WB812620、WB812630）において加算することができる。

VI-2-⑩-1

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項

(控え項)

1 / 5

改正理由	廃止	改正 現行	
------	----	----------	--

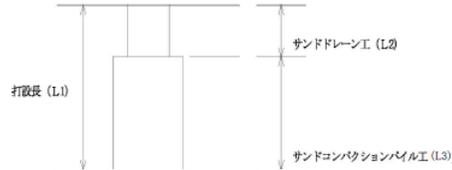
現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

2-2 市場単価の規格・仕様
軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

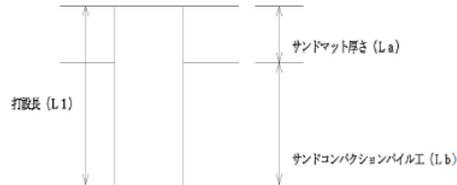
表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長 10m未満	m
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	
サンドコンパクションパイル工	打設長 10m未満	m
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	

- (注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭1本当りの打設長を対象とする。
 2. 併用工の場合は、区分毎の杭長(L2・L3)で判断せず、造成する砂杭1本当りの打設長(L1)を対象とする。(L1<35m)



3. サンドマットがある場合、サンドマット(La)の厚みを含む長さ(L1=L a +L b)とする。



4. 1工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

削 除

単価の廃止

VT-2-00-2

積算上の注意事項		(控え項) 2 / 5
----------	--	----------------

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションバイブル工
加算率	施 工 規 模	S ₀	(3,000m以上)	0%
		S ₁	(3,000m未満)	15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15	
	夜間作業	K ₂	1.05	

(注)1. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は施工規模加算率(S₁)のみを対象とする。
2. 併用工の施工規模は、区分(L2・L3)毎の総延長で判断せず、1工事における総延長(L1)の合計で判断する。(表2.1(注)2の図参照)

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2)

(注)1. 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀or S₁/100)×(K₁×K₂)

2. 材料費は必要に応じて計上。

・適用にあつての留意事項

市場単価の適用にあつては、以下の点に留意すること。

(1) 市場単価には材料費(砂、砕石)を含まない。材料費の計上は次による。

材料費=π/4×杭径²×(1+ロス率(注1))×工種別打設長(注2)×材料単価

表3.1 砂のロス率

サ ン ド ド レ ー ン 工	+0.26
サ ン ド コ ン パ ク シ ョ ン バ イ ブ ル 工	+0.41

(注)1. 砕石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。

2. サンドマットの厚みも含む。

(2) サンドバイブル機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。

(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

VI-2-⑩-3

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項		(控え項) 3 / 5
----------	--	--------------------

工 種	軟弱地盤処理工
-----	---------

改正理由	廃止	改正 現行	
------	----	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

4. 施工単価入力基準表

(1) サンドドレーン工

施工手順コード	WB812610		施工単位	本		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	規格・仕様 (表 4.1)	打 設 長 (m/本) (実数入力)	施 工 規 模 ①3,000m以上 ②3,000m未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	杭 径 (m) (実数入力)

- (注) 1. 砂単価 (Y-0240000) [円/㎡] を単価登録すること。
 2. J 3 条件で②を選択した場合は、J 4 条件は①で固定される。
 3. サンドマットが必要な場合は、「第Ⅱ編第 2 章④-1 サンドマット工」により別途計上すること。

(2) サンドコンパクションバイブル工

施工手順コード	WB812620		施工単位	本		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	規格・仕様 (表 4.1)	打 設 長 (m/本) (実数入力)	施 工 規 模 ①3,000m以上 ②3,000m未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	杭 径 (m) (実数入力)

- (注) 1. 砂単価 (Y-0240000) [円/㎡] を単価登録すること。
 2. J 3 条件で②を選択した場合は、J 4 条件は①で固定される。
 3. サンドマットが必要な場合は、「第Ⅱ編第 2 章④-1 サンドマット工」により別途計上すること。

(3) サンドドレーン・サンドコンパクションバイブル併用工

施工手順コード	WB812630		施工単位	本				
施工区分	入 力 条 件							
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8
	規格・仕様 (表 4.1)	打設長 (SD) (m/本) (実数入力)	打設長 (SCP) (m/本) (実数入力)	杭 径 (SD) (m) (実数入力)	杭 径 (SCP) (m) (実数入力)	施 工 規 模 ①3,000m 以上 ②3,000m 未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有

- (注) 1. 砂単価 (Y-0240000) [円/㎡] を単価登録すること。
 2. J 6 条件で②を選択した場合は、J 7 条件は①で固定される。
 3. サンドマットが必要な場合は、「第Ⅱ編第 2 章④-1 サンドマット工」により別途計上すること。

表 4.1 規格・仕様

規格・仕様	番 号
杭 1 本当り打設長 10m未満	①
10m以上 20m未満	②
20m以上 35m未満	③

VI-2-④-4

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項			(控え項) 4 / 5
----------	--	--	----------------

改 正 理 由	廃止	改 正 現 行	
---------	----	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

5. 参 考 資 料

(1) 適 用 機 種

打設長（規格・仕様）毎の機種の種類は下表を標準とする。

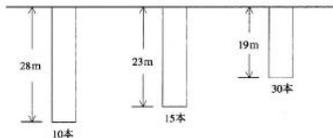
打 設 長	機 種	規 格
10m未満	クローラ式 サ ン ド パイル打機	リーダ式75kW リーダ長30m (35~37t吊り)
10m以上20m未満		リーダ式120kW リーダ長45m (40t吊り)
20m以上35m未満		

(注) 1. 運搬費については、上表を参考に別途計上する。

2. サンドドレーン、サンドコンパクションパイル、併用工についても使用機種は変わらない。

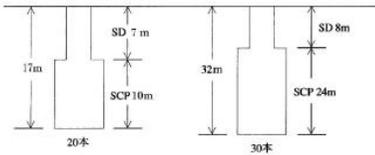
(2) 積 算 例

・一工事においてSCPで以下の砂杭を造成した場合



{SCP・20m以上35m未満の単価} × 28m × 10 本 + {SCP・20m以上35m未満の単価} × 23m × 15 本 +
{SCP・10m以上20m未満の単価} × 19m × 30 本

・一工事においてSDとSCPの併用工で以下の砂杭を造成した場合



{SCP・10m以上20m未満の単価} × 10m + {SD・10m以上20m未満の単価} × 7m} × 20 本 +
{SCP・20m以上35m未満の単価} × 24m + {SD・20m以上35m未満の単価} × 8m} × 30 本

〔凡例〕
SD：サンドドレーン工
SCP：サンドコンパクションパイル工

VI-2-④-5

削 除

単価の廃止

積算上の注意事項			(控え項) 5 / 5
----------	--	--	----------------